

適正処理困難物の公表について

乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成23年条例第7号）第12条の規定に基づき、適正処理困難物を別添のとおり指定したので、同条第2項の規定により公表する。

当該指定は、令和4年4月1日より適用する。

令和4年3月24日

乙訓環境衛生組合
管理者 前川 光

管理者が指定する適正処理困難物

組合処理施設において処理が困難なもので、処理の方法が確立しているもののみを指定しています。

適正処理困難物	内 容	適正な処理が困難な理由
バッテリー	自転車用、掃除機用等	各処理施設内の機器に支障を及ぼすおそれがあるため
自動二輪車		
FRP 製品		
消火器		
タイヤ	ホイール含む	
ガスボンベ		爆発するおそれがあるため
その他、各処理施設に支障を及ぼすおそれがある廃棄物	関係市町が収集をしていないもの及び組合告示以外の産業廃棄物	各処理施設内の機器に支障を及ぼすおそれがあるため

※ 上記の表で指定していないものでも、組合処理施設の設備及び技術に照らし、処理が困難と判断される廃棄物については、受入れを拒否する場合があります。